

大分県報

令和五年

第三七七号

一月二十四日

（火曜日）

目次

規則

大分県歯科技工士法施行細則の一部改正……………一
保健師助産師看護師法施行細則の一部改正……………一

告示

生活保護法等による医療機関の指定……………一
生活保護法等による指定医療機関の廃止……………二
生活保護法等による施術者の廃止……………二
土地改良事業計画変更認可申請適当の決定及び縦覧……………二
地域森林計画の樹立……………二
地域森林計画の変更……………三
電線共同溝を整備すべき道路の指定……………三

規則

大分県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月二十四日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第一号

大分県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

大分県歯科技工士法施行細則（昭和三十年大分県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六條第

三項の規定による届出を行う場合は、この限りでない。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二条の規定は、令和四年十二月十七日から適用する。

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月二十四日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第二号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和三十四年大分県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第三条に規定する准看護師再教育研修修了登録申請書、第五条第二項に規定する准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書、第六条第二項に規定する准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書及び第七条に規定する准看護師試験受験願書について」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げる書類を提出する場合

イ 第三条に規定する准看護師再教育研修修了登録申請書

ロ 第五条第二項に規定する准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書

ハ 第六条第二項に規定する准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書

ニ 第七条に規定する准看護師試験受験願書

二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）

第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三十三條の規定による届出を行う場合

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十一条第一項の規定は、令和四年十二月十七日から適用する。

告示

大分県告示第三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国

の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和五年一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションReafひた	株式会社プロップ	日田市田島一丁目七番二三号	令 四・四・一
ふるかわメデイカ ルクリニック	医療法人聖信会	中津市豊田町六番地の四	令 五・一・一
井上小児科医院	医療法人井上小児科医院	中津市大字上宮永字友ノ町一三番地の四	令 四・一〇・一
別府口腔保健センター	一般社団法人別府市歯科医師会	別府市西野口町一五番三三三号	令 四・一二・一
わかみや薬局	株式会社隆成堂	日田市南元町二五九一二	令 五・一・一六
宇佐調剤薬局	有限会社エンドル・ウエガキ薬局	宇佐市大字和氣一六九番地三号	令 五・一・一

大分県告示第三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和五年一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
聖陵岩里病院	医療法人聖陵会	日田市大字高瀬一六番地の一八	令 四・一〇・三二

大分県告示第三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の施術者から廃止の届出があった。

令和五年一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
住吉 幸助	住吉鍼灸整骨院	中津市本耶馬溪町樋田五九番地の四	令 四・一一・二九

大分県告示第三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項及び第六項の規定により、次の土地改良区からの土地改良事業計画変更認可申請を適当と決定し、次のとおり土地改良事業変更計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
に知事に対し異議を申し出ることができる。

令和五年一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名	所在地	事業名	縦覧期間	縦覧場所
竹田市土地改良区	竹田市	土地改良事業 （維持管理計画書）	令五・一・二四から 令五・二・一三まで	竹田市役所 豊後大野市役所

大分県告示第四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、次の森林計画区について地域森林計画を立てたので、同法第六条第七項の規定により公表する。

令和五年一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

<p>一 公表する書類 大分西部地域森林計画書及び森林計画図（日田市、九重町及び玖珠町）</p> <p>二 公表場所 大分県農林水産部林務管理課及び西部振興局農山村振興部</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県告示第四十一号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき、次の森林計画区について地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。 令和五年一月二十四日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 公表する書類 地域森林計画変更計画書（大分中部、大分南部及び大分北部）</p> <p>二 公表場所 大分県農林水産部林務管理課及び関係振興局農山村振興部又は農山村振興部</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県告示第四十二号 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のように電線共同溝を整備すべき道路を指定した。 令和五年一月二十四日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>道路の種類及び路線名</p> <p>区 間</p> <p>指定の区分</p>	<p>一般国道一九七号</p> <p>大分市庄境一一三番から 大分市乙津町一四番一まで</p> <p>上下線</p>
---	---	--

令和五年一月二十四日

大分県報（告示）